

尼崎市
印紙税法
第5条第1項
第2号の規定に
より非課税

市報あまがさき広告掲載権売却に関する契約書（案）

- 1 契約件名 市報あまがさき広告掲載権売却
- 2 履行場所 尼崎市秘書室広報課
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 契約金額 1 枠 円 (60 枠の場合、総額) 円)
(広告料) (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 1 枠 円)
- 5 納入期限 令和8年5月から令和9年4月までの各月の末日
- 6 分割納入 する (12回) しない
- 7 契約保証金 尼崎市契約規則第32条第7号の規定により免除

上記の契約について、尼崎市（以下「売渡者」という。）と（以下「買受者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項（全17条）によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

令和8年 月 日

売渡者 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

代表者 尼崎市長 松本 真 印

買受者

印

広告掲載権売却に関する契約約款

(契約の主旨)

第1条 売渡者は、売渡者が発行する尼崎市広報誌「市報あまがさき」（以下「市報」という。）における広告掲載枠を利用する権利を買受者に売り渡すとともに、買受者はこれを自己の広告又は買受者が募集する広告を掲載するために買い受け、この約款（契約書を含む。以下同じ。）の規定に基づき広告を売渡者に入稿する。

2 売渡者は、買受者から提出された広告を買受者に売り渡した広告掲載枠に掲載する。

(広告掲載枠の規格等)

第2条 市報の広告掲載枠の規格、掲載場所等は、別記仕様書のとおりとする。

(広告の内容及び入稿)

第3条 前条の規定に基づき買受者が売渡者に入稿する広告の内容は、「尼崎市広告掲載要綱」及び「尼崎市広告掲載基準」並びにその他売渡者が定める広告掲載に関する基準の内容を満たすものとし、事前に売渡者の承認を得なければならない。

2 買受者は、前項の規定に反する広告を売渡者に入稿することができない。

3 買受者は、売渡者が定める日までに、売渡者が別途指定するデータ形式で、売渡者の定める場所に広告を入稿する。

(広告内容についての責任)

第4条 買受者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、売渡者は、一切の責任及び負担を負わない。

(調査等)

第5条 売渡者は、広告の内容に関する苦情等があった場合等必要があると認めるときは、買受者に調査及び報告を求めることができる。

(広告料の支払)

第6条 買受者は、広告料として、別記仕様書に定める方法により決定された額を、頭書の納入期限までに売渡者の発行する納入通知書により納入する。

2 買受者が前項の納入期限までに広告料を納入しないときは、売渡者は当該納入期限（当該納入期限が延長されたときはその延長後の納入期限。以下この項において同じ。）の翌日からその納入を行った日までの期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により計算した利息を買受者に請求することができる。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額は請求しない。

3 買受者が第3条第3項の売渡者が定める日までに同条同1項の規定に適合した広告を

入稿しない場合で、広告の掲載が市報の発行に間に合わないときは、売渡者は、広告掲載枠に買受者の広告以外の売渡者の記事等を掲載することができる。この場合においても買受者は広告料を売渡者に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 買受者は、この契約により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、売渡者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(履行期限の延期)

第8条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他自然的事象等売渡者又は買受者の責めに帰することができない事情により、この約款に定める履行期限を延長する必要があった場合は、売渡者と買受者とが協議の上、履行期限の延期をすることができる。

2 前項の規定により、履行期限の延長を行った場合は、売渡者及び買受者は、遅延損害金を相手方に請求しないものとする。

(売渡者の解除権)

第9条 売渡者は、買受者が次の各号のいずれかに該当するときは、書面により通告し、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なくこの契約に違反したとき
- (2) この契約の履行に関し、買受者又はその代理人若しくは使用人に著しく不正又は不誠実な行為があつたとき
- (3) 買受者又はその代理人若しくは使用人に重大な社会的信用失墜行為があつたとき
- (4) 買受者が、破産の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があつたとき
- (5) 第10条の規定によらずに買受者がこの契約の解除を申し出た場合で、売渡者が契約の解除が相当であると認めるとき
- (6) 買受者（買受者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（買受者が個人である場合にはその者を、買受者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物件買入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が尼崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第7号に規定する暴力団密接関係者（以下この号において「暴力団密接関係者」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団員又は暴力団密接関係者が經營に実質的に関与していると認められるとき。
ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員又は暴力団密接関係者を利用するなどしたと認められ

るとき。

エ 役員等が、暴力団員又は暴力団密接関係者に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 買受者が尼崎市契約事務における公正な職務執行を確保するための手続等に関する要綱(平成23年8月1日実施)第4条第1項に規定する不当行為者に認定されたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、買受者は、契約代金額(契約の一部の履行があったときは、これに相当する金額を控除した額とする。)の100分の10以内において売渡者の定める額を違約金として売渡者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

4 売渡者は、契約の履行が完了しない間は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

5 売渡者は、前項の規定によりこの契約を解除したことで買受者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(買受者の解除権)

第10条 買受者は、売渡者が次の各号のいずれかに該当するときは、書面により通告し、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なくこの契約に違反したとき

(2) この契約の履行に関し、売渡者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき

2 買受者は、前項の各号の規定によりこの契約を解除した場合において、買受者に損害が生じたときは、その損害の賠償を売渡者に請求することができる。

(回収等)

第11条 買受者の責めに帰すべき理由により、掲載した広告が第3条第1項の規定に反する等の理由が生じ、当該広告の掲載された市報を売渡者が配布することが、社会通念上著しく公益に反すると売渡者が判断した場合は、買受者は売渡者の指示に基づき自己の負担により当該市報を回収しなければならない。

2 前項に該当する市報が既に個人に配布されている等の理由により、回収が事実上不可能又は回収の必要がないと売渡者が認めた場合は、前項の規定は適用しない。

3 第1項に関して売渡者に損害が生じた場合は、買受者はその損害を賠償する。

4 前項の損害賠償の額は、売渡者と買受者とが協議して定めるものとする。

(損害賠償)

第12条 売渡者は、この契約を履行するにあたり、第9条第5項及び第10条第2項のほか、売渡者の責めに帰すべき理由によって、買受者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行う。

- 2 買受者は、第3条第2項により広告の入稿が認められなかった場合、第6条第3項により広告が掲載されなかった場合、第9条第1項の規定による解除の場合又は前条の回収をした場合は、売渡者に対して損害の賠償を請求しない。
- 3 買受者は、この契約を履行するにあたり、前条第3項に定める場合のほか、売渡者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行う。ただし、その損害の発生が売渡者の責に帰すべき理由による場合においては、その限りではない。
- 4 買受者は、この契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、買受者が自らの責任と負担をもってこれを解決する。ただし、その損害の発生が売渡者の責に帰すべき理由による場合においては、その限りではない。
- 5 第1項、第3項ただし書及び第4項ただし書の規定は、買受者が売渡者の指示等が不適当であることを知りながらこれを通知する等適切な対応をしなかったときは、適用しない。
- 6 第1項及び第3項の損害賠償の額は、売渡者と買受者とが協議して定めるものとする。

(著作権等の使用)

第13条 買受者は広告原稿の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(市報の利用)

第14条 売渡者が第2条に定める市報で買受者の広告が掲載されているものの写真又は画像データ等を、事業紹介等行政目的のために他の印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、買受者はその掲載を許諾するものとする。ただし、第三者の権利を侵害するおそれがある場合はこの限りではない。

- 2 前項の規定は本契約の終了にかかわらず、契約終了日から5年間継続する。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結に要する費用は、買受者の負担とする。

(合意管轄)

第16条 この契約に関する訴訟は、売渡者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(相殺)

第17条 買受者が売渡者に対して金銭債権を有する場合において、売渡者が買受者に対

して金銭債権を有するときは、売渡者は、これらの金銭債権について相殺することができる。

- 2 前項の場合において、買受者が売渡者に対して有する金銭債権の総額が、売渡者が買受者に対して有する金銭債権の総額に満たないときは、同項の規定による相殺の充当の順序は、売渡者が指定する。
- 3 前項の場合において、売渡者が第1項の規定による相殺の意思表示をしたときは、買受者は、速やかに、その相殺後の残額を売渡者に支払わなければならない。

(人権尊重努力義務)

第18条 買受者は、尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例（令和2年尼崎市条例第3号）に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(協議事項)

第19条 この約款に関して疑義を生じたとき又はこの約款の定めのない事項については、尼崎市契約規則（昭和41年3月15日規則第9号）及び尼崎市広告掲載要綱の定めるもののほか、必要に応じて、売渡者と買受者とが協議して定める。

以上

「個人情報・データ取扱特記事項」

(総則)

第1条 買受者は、個人情報及びデータの保護の重要性を認識し、この契約による業務（契約書、約款及び仕様書等（仕様書、協議書、図面、見本等をいう。以下同じ。）に基づく業務を含む。以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人及び売渡者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報及びデータを適切に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報及び死者に関する情報（死者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の死者を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）をいう。

2 この特記事項において、「情報システム」とは、尼崎市情報セキュリティ対策基準第1章2(3)に規定する情報システムを、「データ」とは、同章2(6)に規定するデータをいう。

(取得の制限)

第3条 買受者は、委託業務を行うために個人情報を取得するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置に係る義務)

第4条 買受者は、個人情報保護法第66条第2項の規定に鑑み、委託業務に関して知り得た個人情報又は当該業務に関するデータ（以下「本件個人情報等」という。）について、その漏えい、滅失、き損、改ざん及び売渡者が認める場所外への無断持出し（以下「情報漏えい等」という。）の防止その他個人情報又はデータの安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

2 買受者は委託業務を行うに際し、当該委託業務に従事する従業員及び当該委託業務の作業場所を特定しなければならない。

3 買受者は委託業務を行うに際し、本件個人情報等を日本国外に持ち出してはならない。

4 買受者は、本件個人情報等について安全管理措置を講じるにあたっては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」に定める安全管理措置に関する事項を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第5条 買受者は、個人情報その他委託業務の履行に際して知りえた秘密を他に漏らしてはならない。この契約期間満了後及びこの契約の解除後においても、同様とする。

(利用又は提供の禁止)

第6条 買受者は、売渡者の許可がある場合を除き、本件個人情報等を、この契約の履行目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7条 買受者は、売渡者の許可がある場合を除き、本件個人情報等を複写し、又は複製してはならない。

(事故等発生時における報告義務等)

第8条 買受者は、委託業務に関する第4条第1項の規定に基づく安全管理措置を講じていないこと、本件個人情報等に係る情報漏えい等の事故が発生したこと又は当該事故が発生するおそれがあること（以下「事故等」という。）を知ったときは、速やかに、売渡者にその旨を通知し、売渡者の指示を受けるとともに、遅延なく、事故等の状況を書面により売渡者に報告しなければならない。

2 売渡者は、事故等があった場合において必要があると認めるときは、買受者の名称、事故等の内容その他必要と認める事項について公表することができる。

(従事者への指導等)

第9条 買受者は、委託業務に従事している者及び従事していた者（派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者を含む。以下同じ。）に対し、本件個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用させないために必要な措置を講じなければならない。

2 買受者は、委託業務に従事している者に対して、本件個人情報等の保護に関し必要な事項を周知し、又は教育をしなければならない。

3 買受者は、売渡者から前項の規定による周知又は教育の実施状況の報告を求められた場合には、当該実施状況等を書面により売渡者に報告しなければならない。

4 買受者は、売渡者が必要と認めるときは、委託業務に従事している者を個人情報又はデータの取扱いに関する研修（売渡者が実施するものその他の売渡者が指定するものに限る。）に参加させなければならない。

5 買受者は、売渡者に対して、委託業務に従事している者及び従事していた者の全ての行為及びその結果について、責任を負うものとする。

(個人情報等の受領)

第10条 買受者は、委託業務の履行上、売渡者から本件個人情報等の提供がある場合は、様式第1号「個人情報及びデータ等受領証兼複製申請書」を売渡者に提出しなければならない。

(データ等の持出し)

第11条 買受者は、委託業務の履行上、やむを得ずこの契約による業務に関する

るデータを売渡者の管理する情報システムの外部に持ち出す場合は、様式第2号「データ等借用申請書」を提出し、売渡者の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する場合は、そのデータを持ち出す際に、暗号化等の措置を行うとともに、様式第3号「情報持出管理簿」に記録し、この契約の終了の際及び売渡者の求めに応じて、これを売渡者に提出しなければならない。

(データ等の持込み)

第12条 買受者は、委託業務の履行上、外部から売渡者の管理する情報システムにデータ等を持ち込み、作業を行う場合は、様式第4号「データ持込申請書」を提出し、売渡者の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する場合には、最新のパターンファイルが適用されたウイルス対策ソフト等によりデータ等にコンピュータウイルス等の不正プログラムが書き込まれていないことを確認したうえで、様式第5号「ウイルス検査済証明書」を提出しなければならない。約款第9条の2第1項の規定により成果物としてデータを売渡者に引き渡す場合その他委託業務に関して買受者がデータを売渡者に引き渡す場合も、同様とする。

(個人情報等の返還等)

第13条 買受者は、委託業務に関して売渡者から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した本件個人情報等は、この契約終了後、直ちに売渡者に返還し、又は引き渡さなければならぬ。ただし、売渡者が別に指示したときは、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により売渡者にデータを返還し、又は引き渡す場合について、準用する。

(廃棄等)

第14条 買受者は、売渡者の許可がある場合を除き、委託業務に関するデータを保有する必要がなくなったときは、これを確実かつ速やかに消去しなければならない。この場合において、買受者は、データを消去した日から14日以内に、様式第6号「データ消去証明書」を売渡者に提出しなければならない。

2 買受者は、委託業務の履行上、売渡者から記録媒体等の廃棄指示があった場合は、これを確実に物理的に破壊し、又は全ての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、その破壊し、又は廃棄した日から14日以内に、様式第7号「廃棄証明書」を売渡者に提出しなければならない。

(第三者に再委託する場合の措置)

第15条 買受者は、約款第6条第2項の規定により売渡者の承認を得て委託業務の一部を第三者に再委託を行おうとする場合において、その再委託を行う業務内容に本件個人情報等の取扱いが含まれるときは、当該第三者においてその再委託に係る業務に関する本件個人情報等の取扱いに係る安全管理措置が講じられることを、その再委託契約の締結前に確認し、書面によりその内容を売渡者に報告しなければならない。

2 買受者から再委託を受けた業務に関してさらに第三者に再委託（それ以降の再委託も含む。以下「再々委託等」という。）が行われる場合において、その再々委託等を行う業務内容に本件個人情報等の取扱いが含まれるときは、買受者は、当該再々委託等を行う者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

(1) 再々委託等を行うことについて、買受者を通じて約款第6条第2項の規定による売渡者の承認を得ること。

(2) 再々委託等の契約の締結前に、当該再々委託等を受ける者において当該再々委託等に係る業務に関する本件個人情報等の取扱いに係る安全管理措置が講じられることを確認し、書面によりその内容を売渡者に報告すること。

第16条 再委託又は再々委託等が行われる場合は、買受者は、再委託又は再々委託を行う者に対し、この特記事項と同等以上の再委託先又は再々委託先遵守義務を定める規定をその再委託又は再々委託等に係る契約に規定させなければならない。

2 買受者は、再委託先及び再々委託先に対し、この特記事項に定める買受者の義務（その性質上買受者のみが負うべきものを除く。）を遵守させなければならない。

3 買受者は、売渡者に対して、再委託先及び再々委託先の全ての行為及びその結果について、責任を負うものとする。

(書類の提出)

第17条 買受者は、契約締結時に、売渡者が委託業務に関して定める事項を記載した様式第8号「誓約書」を売渡者に提出しなければならない。

2 買受者は、委託業務に従事する者に対し、委託業務に従事させる前に、氏名、従事を開始する日、従事を終了する日その他売渡者が委託業務に関して定める事項を記載した様式第9号「確認書」を提出させ、その確認書の写しを売渡者に提出しなければならない。

(調査等)

第18条 売渡者は、必要があると認めるときは、本件個人情報等の取扱いについて、調査を行い、又は買受者に報告を求めることができる。

2 買受者は、前項の調査に協力し、及び同項の報告の求めに応じなければならない。

(監査等)

第19条 売渡者は、必要があると認めるときは、委託業務に関して必要なセキュリティ対策が確保されていることその他本件個人情報等の適正な取扱いについて、監査し、又は買受者に改善を求めることができる。

2 買受者は、前項の監査に協力し、及び前項の改善の求めがあった場合は適切な措置を講じなければならない。

(定期報告)

第20条 買受者は、本件個人情報等の取扱いの状況（再委託先及び再々委託先

における状況を含む。)について、原則として、年1回以上、定期的に報告しなければならない。ただし、契約期間が1年に満たない場合は、この限りでない。
(売渡者の指示、法令等の遵守)

第21条 買受者は、この特記事項に定める義務を履行するに当たり、仕様書等においてその履行の方法等について売渡者の指示があるときは、これに従わなければならない。ただし、売渡者が別に承認したときは、この限りでない。

2 前各条及び前項に定めるもののほか、買受者は、個人情報保護法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年尼崎市条例第9号）、尼崎市情報セキュリティ対策基準その他の個人情報の保護及び情報セキュリティに関する関係法令（尼崎市の条例等を含む。）及び仕様書等の定めを遵守しなければならない。

(契約解除等)

第22条 売渡者は、買受者がこの特記事項に違反したときは、約款第11条第1項第4号に該当するものとして、同項の規定に基づき、委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 売渡者は、前項に規定する場合において、約款第11条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、これにより買受者に損失が生じた場合においても、これを一切補償しないものとする。

3 事故等が個人情報保護法第68条第1項に規定する場合に該当するときは、同条第2項の規定による本人への通知に要する費用その他事故等により売渡者に必要となった事務に要した費用（第三者への損害賠償を含む。）については、約款第22条第1項の規定により、売渡者に対して賠償しなければならない。

4 前項に規定するもののほか、買受者は、この特記事項に違反したことにより売渡者に損害を与えた場合は、約款第22条第1項の規定により、売渡者に対してその損害を賠償しなければならない。

5 事故等の発生により第三者に損害を与えた場合は、買受者は、約款第23条第1項の規定により、当該第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。

2-③（工事請負契約以外の契約：基本型）
暴力団排除に関する特約

(趣旨)

1 発注者（委託者及び賃借人、売渡者を含む。以下同じ。）及び受注者（受託者及び賃貸人、買受者を含む。以下同じ。）は、本件契約（以下「この契約」という。）を締結するに当たり、尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。）第7条及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱（平成25年7月実施。以下「要綱」という。）の規定に基づき、暴力団を利用することとならないよう必要な措置を講じることとし、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団等の排除)

2 受注者は、この契約の履行に伴い、暴力団（条例第2条第4号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第5号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団密接関係者（同条第7号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）（以下これらを「暴力団等」という。）から契約の履行の妨害その他不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、発注者に報告し、所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力をわなければならない。

(役員等に関する情報提供)

3 発注者は、受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、その役員等（要綱第2条第2号に規定する役員等をいう。以下同じ。）の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

4 発注者は、受注者から提供された情報を警察署長に提供することができる。

5 発注者は、受注者が暴力団等に該当するか否かについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(警察署長から得た情報の利用)

6 発注者は、警察署長から得た情報を他の業務において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関（本市の議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者をいう。以下同じ。）に提供することができる。

(発注者の解除権)

7 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、尼崎市物件買入契約約款、尼崎市業務委託契約約款その他の尼崎市の契約書（発注者の解除権、解除に伴う措置等）の規定を準用する。

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が暴力団等であることが判明したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、受注者が正当な理由なく当該契約の条項に違反し、その違反により暴力団を利用する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(解除に伴う措置)

8 前項の規定による解除に伴い、受注者その他関係者に損害が生じた場合であっても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。

9 受注者がこの契約（暴力団排除に関する部分に限る。）及び暴力団排除に関する特約の各条項に違反したときには、契約の解除、損害賠償請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べることができない。

(誓約書の提出)

10 受注者は、この契約の契約金額（単価契約にあっては、単価に予定数量を乗じて得た額に消費税相当額を加えた額）が200万円を超える場合には、発注者に対し、この契約の締結前に、次の事項に関する誓約書を提出するものとする。

- (1) 受注者が暴力団等でないこと。
- (2) 受注者が前号のほか、この契約（暴力団排除に関する部分に限る。）及び暴力団排除に関する特約の各条項に違反したときには、契約の解除、損害賠償請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- (3) 発注者が、受注者が暴力団等に該当するか否かを確認するために、その役員等の名簿その他の情報の提供を求めた場合には、受注者は速やかに必要な情報を発注者に提出すること。
- (4) 発注者が、受注者が暴力団等に該当するか否かを確認するために、受注者から提供された情報を警察署長に提供し、警察署長の意見を聴くことに承諾すること。
- (5) 発注者が、警察署長から得た情報を他の業務において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関が第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために提供することに承諾すること。
- (6) 受注者は、この契約の履行に伴い、暴力団等から不当介入を受けたときには、発注者に報告し、及び警察署長に届け出て、捜査上必要な協力をすること。

(受注者からの協力要請)

11 受注者は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、発注者及び警察署長に協力を求めることができる。

年　　月　　日

尼崎市長

所在地

事業者名

代表者名

個人情報及びデータ等受領証兼複製申請書

次のとおり個人情報及びデータ等を受領しました。

受領しました個人情報及びデータ等につきましては、貴市の重要な情報資産という認識の下、本件以外に使用しないこと、社内外を問わず情報を漏えいさせないことを、ここに記します。

受領しました個人情報及びデータ等につきましては、作業終了後、速やかに返却又は消去します。また、消去した場合は別途「データ消去証明書」を提出します。

契約名	
受領日	年　月　日
受領物	対象データ等の名称： 形状： 数量：
受領者	
返却予定日	年　月　日

上記のとおり受領しました個人情報及びデータ等を、業務を履行するうえでパソコン等に複製する必要があるため、申請します。

複製した個人情報及びデータ等につきましては、作業終了後、速やかに消去し、別途「データ消去証明書」を提出します。

複製理由	
複製先	
消去作業予定日	年　月　日　～　年　月　日

年 月 日

尼崎市長

所在地

事業者名

代表者名

データ等借用申請書

貴市の情報資産を次のとおり借用します（データ等を媒体に保存して借用する場合は貴市所有の媒体とします）。借用しました資産につきましては、貴市の重要な情報資産であるという認識の下、本件以外に使用しないこと、社内外を問わず情報を漏えいさせないことを、ここに記します。借用しました資産につきましては、作業終了後速やかに返却します。

また、借用しました資産をパソコン等に複製した場合、作業終了後、速やかに消去し、別途「データ消去証明書」を提出します。

契約名		
使用目的		
使用場所		
借用物	対象データ等の名称： 形状： 数量：	
借用者		
借用日	年 月 日	
返却予定日	年 月 日	
データの複製	<input type="checkbox"/> 有(理由： (消去作業予定日： 年 月 日～ 年 月 日))	<input type="checkbox"/> 無

年 月 日

尼崎市長

所在地

事業者名

代表者名

情報持出管理簿

×××業務委託契約において、委託者（尼崎市）から提供された個人情報及びデータを
持出す場合は、次の表で管理します。

No	持出					返却	
	年月日 持出者	理由	持出先	持出形態	持出確認者	返却日	返却確認者
例	2023/4/1 ○○ ○○					2023/4/2 ○○ ○○	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

様式第4号

年 月 日

尼崎市長

所在地

事業者名

代表者名

データ等持込申請書

データ等を貴市の管理する情報システムに持込んで実施する作業があるため、次のとおり申請します。別途「ウイルス検査済証明書」も提出します。

契約名	
申請理由	
持込み者	(所属 :)
持込場所	
データの内容	
持込方法	媒体等の種類・数量 :
持込日 (持込期間)	年 月 日 (年 月 日 ~ 年 月 日)

※USBメモリ等の外部記録媒体を利用する場合は、原則として尼崎市管理のUSBメモリを利用すること。

年 月 日

尼崎市長

所在地

事業者名

代表者名

ウイルス検査済証明書

納入媒体及びファイルにつきまして、次のとおりウイルス検査を実施した結果、媒体内に格納したファイルについて、ウイルス感染していないことを証明します。

契 約 名			
契 約 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
媒 体 の 種 類			
検 査 年 月 日	年 月 日		
ウ イ ル ス 対 策 製 品	製 品 名		
	パターン	バージョン情報	
	ファイル		
検 査 実 施 者	団体等名		
	氏 名		

※ この検査済証は、1媒体につき1枚を各媒体に添付して提出すること。

年 月 日

尼崎市長

所在地

事業者名

代表者名

データ消去証明書

次の情報等について、すべて消去したことを証明します。

契 約 名	
契 約 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
消 去 対 象	
当初消去作業 予 定 日	年 月 日 ~ 年 月 日 「データ等受領証兼複製申請書」提出時の予定日を記載
消去作業実施日	年 月 日
消 去 作 業 者	
消去作業場所	
消 去 方 法	※消去作業に使用したツールやソフトウェア等の名称、バージョンも記載
消 去 確 認 者	
そ の 他	

※ データを消去する際は、事前に委託者へ連絡し、承認を受けた上で行い、消去結果について、速やかに報告すること

※ データを消去した日から 14 日以内の提出を必須とする

年 月 日

尼崎市長

所在地

事業者名

代表者名

廃棄証明書

受領した次の記録媒体等について、すべて廃棄したことを証明します。

契 約 名	
契 約 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
廃 棄 対 象	
廃棄作業実施日	年 月 日
廃 棄 作 業 者	
廃棄作業場所	
廃 棄 方 法	
廃 棄 確 認 者	
そ の 他	

- ※ 記録媒体を廃棄した場合は、機器を特定する品番等も記載すること。
- ※ 確実に物理的に破壊し、又は全ての記録を復元不可能な状態に消去したことを証明する画像等を添付すること
- ※ 廃棄した日から14日以内の提出を必須とする

誓 約 書

当社は、市報あまがさき広告掲載権売却に係る業務の実施に関し、次のとおり相違ないことを報告し、誠実に契約を履行することを誓います。

項目	確認事項	チェック欄
基本事項	個人情報及びデータの保護の重要性を認識し、適切に取扱う。	<input type="checkbox"/>
法令等遵守	個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例、尼崎市情報セキュリティ対策基準その他の個人情報の保護及び情報セキュリティに関する関係法令（尼崎市の条例等を含む。）及び仕様書等の定めを遵守する	<input type="checkbox"/>
安全管理義務	当該業務に関して知り得た個人情報又は当該業務に関するデータ（以下「本件個人情報等」という。）の管理責任者を定め、業務の従事者を限定する。	<input type="checkbox"/>
	本件個人情報等を取扱う場所を特定する。	<input type="checkbox"/>
	本件個人情報等の無断持出し禁止を周知徹底させる。	<input type="checkbox"/>
	本件個人情報等について、紛失、損傷、焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備する。	<input type="checkbox"/>
秘密の保持	個人情報その他この契約に係る業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らさない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。	<input type="checkbox"/>
目的外使用及び第三者への提供禁止	本件個人情報等を契約の履行目的以外に使用し、又は第三者に提供しない。	<input type="checkbox"/>
複写及び複製の禁止	本件個人情報等を売渡者の承認なく、用紙、記録媒体等に複写し、又は複製しない。	<input type="checkbox"/>
事故発生の報告義務	情報漏えい等の事故が発生した場合等に備え、直ちに売渡者へ通知、報告できる体制を整備する。	<input type="checkbox"/>
教育	従事者に対して、個人情報及びデータの保護に関し、必要な事項を周知し、充分な教育を行う。また、教育の実施状況を記録する。	<input type="checkbox"/>
個人情報及びデータの受領	売渡者から本件個人情報等の提供を受けた場合は、「個人情報及びデータ受領証兼複製申請書」を提出する。	<input type="checkbox"/>

様式第8号

データ等の持出し	売渡者の管理する情報システムからデータ等を持出す場合は、「データ等借用申請書」を提出する。	<input type="checkbox"/>
	売渡者の管理する情報システムからデータ等を持出す場合は、暗号化等の措置を行った上で、「情報持出管理簿」に記録する。	<input type="checkbox"/>
データ等の持込み	売渡者の管理する情報システムにデータを持込み、作業を行う場合は、「データ持込み申請書」を提出する。	<input type="checkbox"/>
	データを持込む場合には、最新のパターンファイルが適用されたウイルス対策ソフト等を使用し、事前に記録媒体等にコンピューターウィルス等の不正なプログラムが書き込まれていないことを確認する。	<input type="checkbox"/>
個人情報等の返還等	売渡者から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した本件個人情報等は、この契約終了後、直ちに売渡者に返還し、又は引き渡さなければならない。	<input type="checkbox"/>
廃棄等	業務に関するデータを保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに消去し「データ消去証明書」を提出する。	<input type="checkbox"/>
	業務の履行上、売渡者から記録媒体等の廃棄指示があった場合は、確実に物理的に破壊し、又はすべての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、「廃棄証明書」を提出する。	<input type="checkbox"/>
再委託の禁止	売渡者の承諾なしに、業務を第三者に委託し又は請け負わせない。	<input type="checkbox"/>
	売渡者の承諾を受けて再委託及び再々委託（それ以降の再委託も含む）した場合は、再委託者及び再々委託者に本契約の規定を遵守させる。	<input type="checkbox"/>
監督及び監査	売渡者が、本契約の履行に監視の必要があるときは、買受者、再委託先及び再々委託先（それ以降の再委託も含む）に対して報告を求め、監査を行い、または監査に立ち会うことが出来るよう体制等を整備する。	<input type="checkbox"/>

令和〇〇年〇〇月〇〇日

尼崎市長様

(所在地)

(名称)

(代表者名)

確 認 書

私は、XXXXX（以下「会社」という。）の従事者として市報あまがさき広告掲載権売却に係る業務を遂行するにあたり、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例、尼崎市情報セキュリティ対策基準その他の個人情報の保護及び情報セキュリティに関する関係法令（尼崎市の条例等を含む。）を遵守し、①データを適正に取り扱うこと②データが漏えい、滅失又はき損される等の事故（以下「事故」という。）がないよう常に細心の注意を払うこと③データを業務目的以外の目的で使用し、又は第三者に提供しないこと④データを複写又は複製しないこと⑤事故が発生したときは、直ちに会社へ報告すること⑥個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性を深く認識し、誠実に職務を遂行することをここに確認します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

XXXXX 会社 様

（氏 名）

（従事開始日）

（従事終了予定日）

誓 約 書

下記1の市発注契約（以下「本件契約」という。）の締結に当たり、尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2のとおり誓約する。

なお、発注者がこの誓約書の写し及び下記2(3)の情報を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、発注者が警察署長に下記2(1)に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を発注者が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は他の実施機関（本市の議会、市长、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者をいう。）に提供することについて同意する。

記

1 契約の件名 _____

契約締結日 令和 年 月 日

2 誓約事項

- (1) 受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。
 - ア 条例第2条第4号で規定する暴力団
 - イ 条例第2条第5号で規定する暴力団員
 - ウ 条例第2条第7号で規定する暴力団密接関係者
- (2) 受注者が前号のほか、本件契約（暴力団排除に関する部分に限る。）及び暴力団排除に関する特約の各条項に違反したときには、契約の解除、損害賠償請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- (3) 発注者が、受注者が第1号アからウまでに掲げる者（以下「暴力団等」という。）に該当するのか否かを確認するために、その役員等（尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱第2条第2号に規定する役員等をいう。）の名簿その他の情報の提供を求めた場合には、受注者は速やかに必要な情報を発注者に提出すること。
- (4) 受注者は、本件契約の履行に伴い、暴力団等から妨害その他の不当な手段による要求を受けたときには、発注者に報告し、及び警察署長に届け出て、捜査上必要な協力をすること。

令和 年 月 日
尼 崎 市 長 様

(受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

〔 法 人 名 〕
〔 代 表 者 名 〕

印

(注)「代表者名」欄は、原則として代表者による手書署名としますが、法人等の団体で代表者が署名できない場合は、手書署名に代わり記名押印としても可とします。

(参考)

尼崎市暴力団排除条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団の排除 暴力団の不当な活動又は暴力団員による不当な行為を防止し、及び暴力団又は暴力団員が市民等の生活、事業活動等に不当な影響を及ぼすことを排除することをいう。
- (2) 市民等 市民及び本市の区域内に事務所若しくは事業所を有し、又は本市の区域内で公共の利益を目的とした活動を行う個人又は法人その他の団体(以下「法人等」という。)をいう。
- (3) 暴力団事務所 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第15条第1項に規定する事務所をいう。
- (4) 暴力団 法第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (6) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定による兵庫県公安委員会の指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う団体並びに国及び他の地方公共団体をいう。
- (7) 暴力団密接関係者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 暴力団員が役員(法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)として、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を、その業務に関し、監督する責任を有する者(役員を除く。以下「監督責任者」という。)として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次のいずれかに該当する行為をした事業者(法人等を除く。)
 - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与(以下「利益供与」という。)をする行為
 - (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
 - エ 法人等である事業者で、その役員又は監督責任者がウ(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する行為をしたもの
 - オ アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者を相手方として、市が締結する契約に係る下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結している事業者

尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱

第2条

- (2) 役員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 法人その他の団体(以下「法人等」という。)にあっては、役員(条例第2条第7号アに規定する役員をいう。)及び監督責任者(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その業務を監督する責任を有する者及び当該業務に対して当該者と同等以上の支配力を有すると認められる者(役員を除き、これらの者の権限を代行する権限を有する者を含む。)をいう。以下同じ。)
 - イ 法人等以外の者にあっては、その者及びその監督責任者